

食品安全委員会（第621回会合）議事概要

日 時：平成28年9月6日（火） 14：00～15：25
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者：報道2名、行政機関0名、一般6名

議事概要

（１）松本内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）挨拶

→松本内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から挨拶が行われた。

（２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・ 添加物「炭酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「炭酸カルシウムについて、通常の食事以外からのカルシウムの摂取量に関する上限値を2,000 mg/人/日（カルシウムとして）と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「オキサチアピプロリン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「クロフェンテジン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「パクロブトラゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「メタミホップ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「パクロブトラゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

「メタミホップの一日摂取許容量（ADI）を0.0042 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「GGI株を利用して生産されたL-グルタミン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（３）添加物専門調査会における審議結果について

- ・ 「ステアリン酸マグネシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

（４）農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「イソフェタミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「オキシテトラサイクリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「シクラニリプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「フェナザキン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「フルトラニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。